

令和 7 年度 環境保全計画書

三菱電機株式会社 神戸製作所

環境保全計画書の構成

1. 環境方針に関する基本方針（基本理念）

添付 1 三菱電機株式会社 神戸地区環境方針

2. 環境保全に関する組織の現況

添付 2 環境マネジメントシステム推進体制

3. 当該年度の重点取組目標・計画

添付 3 2025 年度重点取組計画

4. 公害防止対策及び地球温暖化防止対策に係る計画

添付 4-1 目標及び管理目標値

添付 4-2 ばい煙発生施設からの排出規制に係わる自主管理値

添付 4-3 公共用水域へ排出される水に係わる自主管理値

添付 4-4 公共用下水道へ排出される水に係わる自主管理値

添付 4-5 騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画

添付 4-6 悪臭防止に係わる自主管理値及び測定計画

添付 4-7 目標達成のために講ずる措置・対策

添付 4-8 排ガス中のばい煙濃度測定計画

添付 4-9 公共用水域排水の汚染状態測定計画

添付 4-10 公共用下水道排水の汚染状態測定計画

添付 4-11 特定物質排出抑制計画

添付 4-12 特定物質排出抑制(変更)計画書(兵庫県条例)

5. 公害防止対策、地球温暖化防止対策以外の環境保全に係る計画

添付 5-1 長期計画

添付 5-2 2025 年度計画

三菱電機株式会社

神戸地区環境方針

【環境基本理念】

三菱電機グループは、「たゆまぬ技術革新と限りない創造力により、活力とゆとりある社会の実現に貢献します」という企業理念の下、サステナビリティの実現への貢献を経営方針の一つとして明示し、「持続可能な地球環境」と「安心・安全・快適な社会」の実現を目指します。

【環境方針】

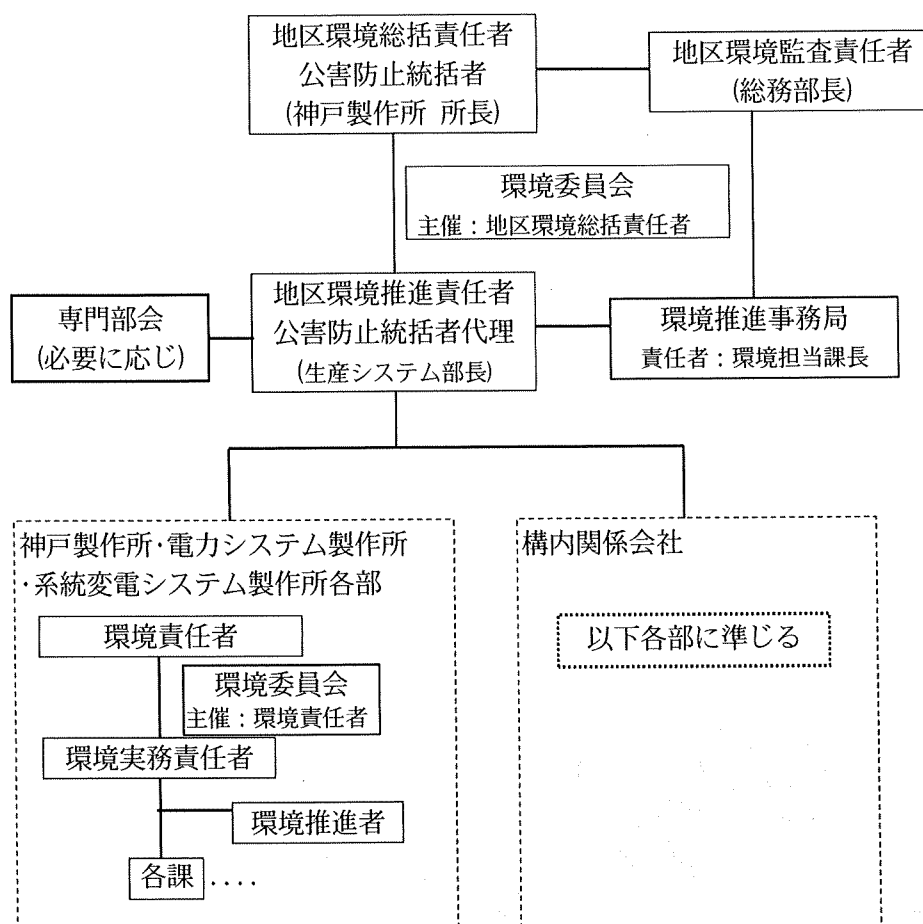
1. これまで培った技術や新たに開発する先進的な技術を用い、「環境ビジョン 2050」に従って、多岐にわたる事業を通じて「気候変動対策」「循環型社会の形成」に貢献する製品・サービスを提供します。急速な脱炭素化への世界的潮流を受け、バリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出抑制に取り組むと共に、生物多様性の保全に努めていきます。
2. 環境関連法規・条例・協定及び神戸地区が受け入れたその他の要求事項を遵守します。法は最低限の社会規範との認識のもと、法の遵守のみならず、社会の変化に対する鋭敏な感性を持って、常に環境への配慮を忘れず事業活動に取り組みます。また、技術的・経済的に実現可能な目標を設定し、具体的な活動の展開とそのフォロー、見直しを実施する枠組みを定めます。
3. 南は瀬戸内海、北は六甲山に面した恵まれた自然環境を大切にし、良き企業市民として、全従業員やその家族、地域社会とともに、環境マインドを育み、社会貢献活動の輪を広げていきます。
4. 「大気、大地、水を守り、心と技術で未来へつなぐ」を環境宣言として掲げ、神戸地区で働く又は、神戸地区のために働く全ての人々が、誇りと情熱を持って、豊かな暮らしづくりと地球環境の改善に貢献します。
5. この環境方針は、一般の人にも公開します。

2025年 5月
三菱電機株式会社 神戸製作所 所長
(地区環境統括責任者)

松本匡史

掲 示 期 間
別途指示まで
環境施設課

添付2 環境マネジメントシステム推進体制



添付3 2025年度重点取組計画

1. 事業を通じた環境課題の解決

(1) 製品・サービスによる環境貢献

①新製品でのCO2削減貢献拡大

(2) 事業活動における環境負荷低減

①カーボンニュートラルに向けた活動推進（生産時CO2削減）

②プラスチック排出物の有効利用率向上

③ネイチャーポジティブへの貢献

2. 新しい価値観・ライフスタイルの発信

(1) みつびしでんき野外教室・里山保全活動の推進

3. 環境経営基盤の強化

①環境法令の順守

②関係会社を含めた環境監査の実施

③低濃度PCB廃棄物の適切な処分

4. 公害防止対策及び地球温暖化防止対策に係わる計画

添付4－1 目標及び管理目標値

	目標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民の環境を守る条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆添付4－2に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係わる自主管理値の維持に努める。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民の環境を守る条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆添付4－3に記載する排水の水質に係わる自主管理値の維持に努める。 ◆有害物質等による土壌及び地下水汚染の未然防止に努める。
下水道排水基準遵守対策	◆「下水道法」、「神戸市下水道条例」等の法令を遵守する。 ◆添付4－4に記載する下水道排水に係わる自主管理値の維持に努める。
騒音防止対策	◆「騒音規制法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民の環境を守る条例」に定める基準を厳守する。 ◆添付4－5に記載する騒音に係わる敷地境界線での自主管理値の維持に努める。 ◆周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないよう努める。
振動防止対策	◆「振動規制法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民の環境を守る条例」に定める基準を厳守する。 ◆添付4－5に記載する振動に係わる敷地境界線での自主管理値の維持に努める。 ◆周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないよう努める。
悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」の規制値を厳守する。 ◆添付4－6に記載する悪臭に係わる敷地境界線での自主管理値の維持に努める。 ◆周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないよう努める。
産業廃棄物の適正処理・発生抑制	◆「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「PCB 特別措置法」、「環境の保全と創造に関する条例」、「神戸市民の環境を守る条例」等の法令を厳守し、産業廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の削減及び有害物質廃棄物の発生量を抑制する。
地球温暖化対策	◆「環境の保全と創造に関する条例」第7章第2節（地球の温暖化の防止）の規定を遵守し、特定物質排出抑制のための対策を推進する。

なお、自主管理値：規制値より低い値とした当所の管理値

添付 4－2 ばい煙発生施設からの排出規制に係わる自主管理値

施設名	排出口最大許容濃度自主管理値 (下段括弧内の記載は自主管理値の根拠)					
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目				その他有害大気汚染物質 (自主管理値を設定する項目のみ記載)	
	有害物質(法令基準が適用される項目又は自主管理値を設定する項目のみ記載)					
	いおう酸化物 (ppm)	ばいじん (g/m3N)	塩化水素 mg/m3N)	窒素酸化物 (ppm)	水銀 (mg/m3N)	一酸化炭素 (ppm)
焼鈍炉		0.014		90		

添付 4 - 3 公共用水域へ排出される水に係わる自主管理値

項 目			自主管理値 (mg/L)	備考	
				自主管理値の根拠 (法令基準値との関連等)	定期的測定の実施
法令排水基準 設定項目 (有害物質項目)	1	カドミウム	0.003以下	法令基準値の10%値	○
	2	全シアン	0.07以下	法令基準値の10%値	○
	3	有機リン	0.3以下	法令基準値の30%値	○
	4	鉛	0.07以下	法令基準値の10%値	○
	5	六価クロム	0.014以下	法令基準値の7%値	○
	6	砒素	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	7	全水銀	検出されないこと	法令基準値	○
	8	アルキル水銀	検出されないこと	法令基準値	○
	9	P C B	検出されないこと	法令基準値	○
	10	トリクロロエチレン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	11	テトラクロロエチレン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	12	ジクロロメタン	0.02以下	法令基準値の10%値	○
	13	四塩化炭素	0.002以下	法令基準値の10%値	○
	14	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	法令基準値の10%値	○
	15	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	法令基準値の2%値	○
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	法令基準値の10%値	○
	17	1,1,1トリクロロエタン	0.3以下	法令基準値の10%値	○
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	法令基準値の10%値	○
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	法令基準値の10%値	○
	20	チウラム	0.03以下	法令基準値の50%値	
	21	シマジン	0.015以下	法令基準値の50%値	
	22	チオベンカルブ	0.1以下	法令基準値の50%値	
	23	ベンゼン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	24	セレン	0.01以下	法令基準値の10%値	○
	25	ほう素	23以下	法令基準値の10%値	○
	26	フッ素	3以下	法令基準値の20%値	○
	27	アンモニア性窒素	10以下	法令基準値の10%値	○
		亜硝酸性窒素			
		硝酸性窒素			
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	法令基準値の10%値	○
法令排水基準 設定項目 (生活排水環境項目)	26	水素イオン濃度 (P H)	5.0以上9.0以下	法令基準値	
	27	化学的酸素要求量 (C O D)	25 以下	法令基準値の15%値	
	28	浮遊物質 (S S)	45 以下	法令基準値の23%値	
	29	n-ヘキサン抽出物質 (鉱油)	2.5以下	法令基準値の50%値	
	30	フェノール類	0.5以下	法令基準値の10%値	
	31	銅	0.3以下	法令基準値の10%値	
	32	亜鉛	1.0以下	法令基準値の50%値	
	33	溶解性鉄	1.0以下	法令基準値の10%値	
	34	溶解性マンガン	3.0以下	法令基準値の30%値	
	35	クロム	0.2以下	法令基準値の10%値	
	36	大腸菌	80CFN/ml以下	法令基準値の10%値	
	37	窒素	12 以下	法令基準値の10%値	
	38	リン	1.6 以下	法令基準値の10%値	

添付 4 - 4 公共用下水道へ排出される水に係わる自主管理値

項 目			自主管理値 (mg/L)	備 考	
				自主管理値の根拠 (法令基準値との関連等)	定期的測定 の実施
人の健康に係わる被害を生ずる恐れのある項目	1	カドミウム及びその化合物	0.03	建設局基準	
	2	シアン化合物	0.7	建設局基準	
	3	有機リン化合物	0.7	建設局基準	
	4	鉛及びその化合物	0.1	建設局基準	
	5	六価クロム化合物	0.2	建設局基準	
	6	ヒ素及びその化合物	0.1	建設局基準	
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	建設局基準	
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	建設局基準	
	9	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	0.003	建設局基準	
	10	トリクロロエチレン	0.1	建設局基準	
	11	テトラクロロエチレン	0.1	建設局基準	
	12	ジクロロメタン	0.2	建設局基準	
	13	四塩化炭素	0.02	建設局基準	
	14	1, 2, -ジクロロエタン	0.04	建設局基準	
	15	1, 1, -ジクロロエチレン	1	建設局基準	
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	建設局基準	
	17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	建設局基準	
	18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	建設局基準	
	19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	建設局基準	
	20	チウラム	0.06	建設局基準	
	21	シマジン	0.03	建設局基準	
	22	チオベンカルブ	0.2	建設局基準	
	23	ベンゼン	0.1	建設局基準	
	24	セレン及びその化合物	0.1	建設局基準	
	25	ホウ素及びその化合物	23	建設局基準の10%	○
	26	フッ素及びその化合物	14	建設局基準より低い値	○
	27	1, 4-ジオキサン	0.5	建設局基準	
生活環境に係わる被害を生ずる恐れのある項目	28	フェノール類	0.5	建設局基準の10%	
	29	銅及びその化合物	0.9	建設局基準の30%	○
	30	亜鉛及びその化合物	1	建設局基準より低い値	
	31	鉄及びその化合物（溶解性）	1	建設局基準の10%	○
	32	マンガン及びその化合物（溶解性）	1	建設局基準の10%	
	33	クロム及びその化合物	0.2	建設局基準の10%	
下水処理場負荷をかける・施設を損傷させる恐れのある項目	34	温度	45℃未満	建設局基準	○
	35	水素イオン濃度（PH）	5を超え9未満	建設局基準	○
	36	生物化学酸素要求量（BOD）	1000	建設局基準より低い値	○
	37	浮遊物質（SS）	1000	建設局基準より低い値	○
	38	n-ヘキサン抽出物質（鉱油）	2.5	建設局基準より低い値	○
	39	n-ヘキサン抽出物質（動植物油）	75	建設局基準より低い値	○
	40	窒素含有量	240	建設局基準の20%	○
	41	リン含有量	32	建設局基準の20%	○
	42	沃素消費量	220	建設局基準	

添付 4-5 騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画

測定場所 No. 1 : 清和会館北側			
騒音 自主管理値 (dB (A))	朝・夕	昼間	夜間
	66	66	56
振動 自主管理値 (dB)	昼間		夜間
	63		58
測定頻度	2 回/年 (夏・冬)		

測定場所 No. 2 : 212 棟北			
騒音 自主管理値 (dB (A))	朝・夕	昼間	夜間
	66	66	56
振動 自主管理値 (dB)	昼間		夜間
	63		58
測定頻度	2 回/年 (夏・冬)		

測定場所 No. 3 : 311 棟北			
騒音 自主管理値 (dB (A))	朝・夕	昼間	夜間
	66	66	56
振動 自主管理値 (dB)	昼間		夜間
	63		58
測定頻度	2 回/年 (夏・冬)		

測定場所 No. 4 : 研修棟北側緑地			
騒音 自主管理値 (dB (A))	朝・夕	昼間	夜間
	66	66	56
振動 自主管理値 (dB)	昼間		夜間
	63		58
測定頻度	2 回/年 (夏・冬)		

添付 4－6 悪臭防止に係わる自主管理値及び測定計画

測定場所	自主管理基準値	測定頻度
I 地点：311 棟北	13	2 回/年（夏・冬）
II 地点：212 棟北	13	2 回/年（夏・冬）
III 地点：111 棟北	13	2 回/年（夏・冬）

添付４－７ 目標達成のために講ずる措置・対策

管理項目		自主管理値達成のために講ずる措置 (自主管理値達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	ばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減に努める	◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、できる限り低NO_x仕様の機器を採用する。 ◆燃料を転換する(都市ガス⇒電気) ◆工程を見直す(生産性の合理化) 令和７年度は施設更新の予定は無い。
	ばい煙排出規制の遵守	◆排ガス処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、添付４－８「排ガス中のばい煙濃度等測定計画」により自主管理値の維持状況を確認する。 ◆この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。
水質汚濁防止対策	排出する場合 公共用水域に 排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理	◆下水道分流は完了しているが、添付４－９「公共用水域排出水の汚染状態測定計画」により、雨水排水放流の自主管理値の維持状況を確認する。 ◆この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。
	有害物質を過去において使用している場合 過去における土壌・地下水汚染の確認	◆過去において有害物質が地下浸透することによる、土壌汚染・地下水汚染の有無を定期的に確認する。(１回／年実施) ただし、３年間測定を継続し、測定結果が常に決められた分析方法による検出限界以下であれば以後の測定は、環境推進責任者の指示により必要に応じて行なう。 ◆この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。
下水排水汚濁防止	排出水の水質規制遵守	◆排水処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、添付４－１０「公共用下水道排出水の汚染状態測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認する。この測定結果を「環境保全協定書」に記載する。なお、測定結果が法令基準に不適合となった場合はその旨関係行政機関に速報し適切な措置を講ずる。
騒音防止対策	法令等の基準の遵守	◆添付４－５「騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認し、必要に応じて対策を講じる。 ◆発生源対策として、防音カバーの設置、吸音材の設置等を必要により実施する。建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施設等を必要により実施する。 ◆低騒音型コンプレッサーへの更新。

振動防止対策	法令等の基準の遵守	◆添付 4-5「騒音・振動防止に係わる自主管理値及び測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認し、必要に応じて対策を講じる。 ◆発生源対策として、弾性支持、防震材料の採用等を必要により実施する。
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	◆添付 4-6「悪臭防止に係わる自主管理値及び測定計画」により、自主管理値の維持状況を確認し、必要に応じて対策を講じる。 ◆吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建物又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を必要により実施する。
産業廃棄物対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守	◆産業廃棄物を委託処理する際には、法令の規定する産業廃棄物管理（マニフェスト）制度を遵守する。 ◆特別管理産業廃棄物にあつては、法令の保管・処理・処理基準を遵守し法定の記録報告を実施する。 ◆廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の再生利用、再資源化などの有効利用及び減量化に努め、神戸市「多量の産業廃棄物排出事業者に係る処理計画等記載要領」に従い、処理計画の策定や報告を行う。
地球温暖化対策	環境の保全と創造に関する条例に基づく「特定物質排出抑制計画」に従い温室効果ガスの排出抑制のための対策を推進する。	◆兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」第 142 条に基づき当該特定物質の排出の抑制に係る目標を、添付 4-11「特定物質排出抑制計画」に定める。その目標設定は、添付 4-12「特定物質排出抑制（変更）計画書（兵庫県条例）」に基づく。

添付 4－8 排ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定個所	測定方法	備考
1	窒素酸化物の濃度、及び排出量	2 回／年	・ 焼鈍炉	JIS K 0104	
2	ばいじんの濃度	6 回／年	・ 焼鈍炉	JIS Z 8808	

添付 4-9 公共用水域排出水の汚染状態測定計画

	項 目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令排水基準設定項目（有害物質項目）	1 カドミウム	2回/年	雨水排水放流槽	JIS K 0102	
	2 全シアン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	4 有機リン	2回/年	同上	環境庁告示第64号 付表1	
	5 鉛	2回/年	同上	JIS K 0102	
	6 六価クロム	2回/年	同上	JIS K 0102	
	7 砒素	2回/年	同上	JIS K 0102	
	8 全水銀	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表2	
	9 アルキル水銀	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表3	
	10 P C B	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表4	
	11 トリクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	12 テトラクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	13 ジクロロメタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	14 四塩化炭素	2回/年	同上	JIS K 0102	
	15 1,2-ジクロロエタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	16 1,1-ジクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	17 ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	18 1,1,1トリクロロエタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	19 1,1,2-トリクロロエタン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	20 1,3-ジクロロプロペン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	21 ベンゼン	2回/年	同上	JIS K 0102	
	22 チウラム	-	-	環境庁告示第59号 付表5	
	23 シマジン	-	-	環境庁告示第59号 付表6	
	24 チオベンカルブ	-	-	環境庁告示第59号 付表6	
	25 セレン	2回/年	雨水排水放流槽	JIS K 0102	
	26 1,4-ジオキサン	2回/年	同上	環境庁告示第59号 付表8	
法令排水基準設定項目（生活環境項目）	27 水素イオン濃度 (P H)	-	-	JIS K 0102	
	28 浮遊物質 (S S)	-	-	環境庁告示第59号付表9	
	29 化学的酸素要求量 (C O D)	-	-	JIS K 0102	
	30 N-H E X抽出物質 (動植物)	-	-	JIS K 0102	
	31 N-H E X抽出物質 (鉱物油)	-	-	JIS K 0102	
	32 銅	-	-	JIS K 0102	
	33 亜鉛	-	-	JIS K 0102	
	34 溶解性鉄	-	-	JIS K 0102	
	35 フェノール類	-	-	JIS K 0102	
	36 フッ素	-	-	JIS K 0102	
	37 マンガン	-	-	JIS K 0102	
	38 全窒素	-	-	JIS K 0102	
	39 全リン	-	-	JIS K 0102	
	40 大腸菌	-	-	厚生省・建設省令第1号	
	41 ほう素	-	-	JIS K 0102	
	42 アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素	-	-	JIS K 0102	

添付 4 - 10 公共用下水道排出水の汚染状態測定計画

項 目		測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
人の健康に係わる被害を生ずる恐れのある項目	1	ホウ素及びその化合物	1回/1ヶ月	各排出口	JIS K 0102
	2	フッ素及びその化合物	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
生活環境に係わる被害を生ずるおそれのある項目	3	銅及びその化合物	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	4	鉄及びその化合物（溶解性）	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
下水処理場負荷をかける施設を損傷させるおそれのある項目	5	水素イオン濃度（PH）	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	6	生物化学酸素要求量（BOD）	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	7	浮遊物質（SS）	1回/1ヶ月	同上	環境庁告示第59号付表9
	8	N-HE X抽出物質（動植物）	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	9	N-HE X抽出物質（鉱物油）	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	10	窒素含有量	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	11	リン含有量	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102
	12	温度	1回/1ヶ月	同上	JIS K 0102

添付 4-11 特定物質排出抑制計画

三菱電機株式会社は、当社グループの環境課題への長期的な取り組み姿勢を定めた「環境ビジョン 2050」に基づく新たな計画として、「環境計画 2025 (2024~2025 年度)」を策定しました。また、2030 年に向けた当社グループの温室効果ガス排出量削減目標を更新し、この新たな目標がパリ協定の「1.5°C 目標」を達成するための科学的根拠に基づいた目標であると認められ、SBT (Science Based Targets) イニシアチブの認定を取得しました。

当社グループは、サステナビリティの実現を経営の根幹に位置づけ、2050 年を見据えた「環境ビジョン 2050」のもと、2030 年度までに工場・オフィスからの温室効果ガス排出量実質ゼロ、2050 年度までにバリューチェーン全体での温室効果ガス排出量実質ゼロとすることを目指しています。

今後も当社グループは、環境計画や SBT に関する取り組みを着実に実行し、「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の実現に向けたバリューチェーン全体での環境負荷低減を加速し、持続可能な地球環境の実現に貢献します。

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/sustainability/environment/vision2050/>

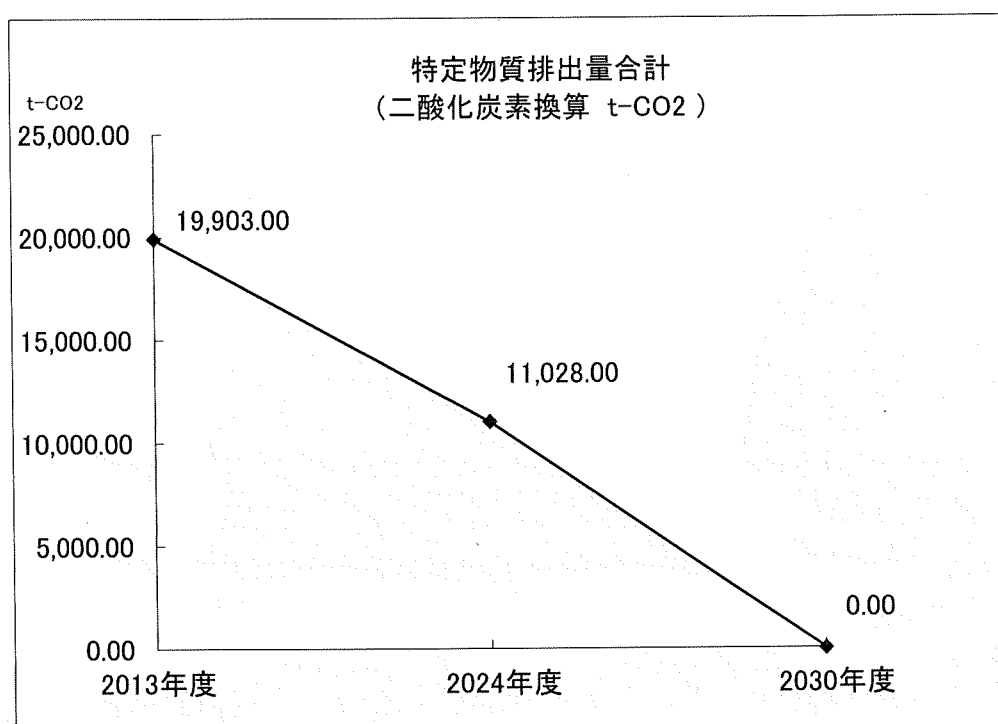
神戸製作所では、当社グループ目標を達成する為、省エネ活動を実施しています。2024 年度では、猛暑・厳冬による空調使用量の増加により電力使用量が増加しましたが、CO₂削減活動と併せて、再エネ電力導入、非化石証書といった環境価値導入により、CO₂排出量低減を進めています。2025 年度は更なる CO₂排出量低減を目指します。

主な施策

- ・ 太陽光発電設備の導入
- ・ 化石燃料使用設備の電化
- ・ トップランナー製品への更新、導入
- ・ 照明機器の LED 化

添付4－12 特定物質排出抑制計

特定	基準年度 2013年度	排出量計画値	排出目標値	(二酸化炭素換算 t-CO ₂) 抑制計画値／(達成率:2013年度比%)
		2025年度	2030年度	
二酸化炭素	19,903.00	11,028.00	0.00	44.6%
メタン	0	0	0	
一酸化二窒素	0	0	0	
HFC	0	0	0	
PFC	0	0	0	
六ふっ化硫黄	0	0	0	
合計	19,903.00	11,028.00	0.00	44.6%



5. 公害防止対策、地球温暖化防止対策以外の環境保全に係わる計画

添付5-1 長期計画

(目標達成年次2030年度中)

	分野	項目	目標
1	事業所等での節電・節水・燃料使用量の削減	省エネルギー（CO2削減）	温室効果ガス排出量実質ゼロ
		節水	水漏れ削減、節水
		燃料使用量の削減	
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	事務用用紙の使用削減	生産高当り使用量削減
		廃棄物発生量の抑制	リサイクル率維持
3	事業所等での再生製品等の使用	再生紙の使用促進	100%
		プリンタトナーカートリッジの再生利用	100%
4	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	良質燃料への転換	油 → ガス → 電気
		廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	
		梱包用発泡スチロールの削減	再利用
5	自動車対策	車通勤の抑制	全廃継続
		アイドリングストップの推進	徹底
		低公害・省エネルギーな自動車への転換	更新時に転換
6	特定フロン等使用量の削減	代替物質への転換	メンテナンス時転換
		設備更新時に特定フロン非使用設備を導入	全設備適用 フロン回収の徹底
7	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	敷地面積の1%以上の緑地を確保
		ビオトープの整備維持管理	維持管理
		光害の抑制	維持管理
8	従業員教育	環境教育の実施	従業員全員
		啓発活動	社内報、環境方針構内掲示
		事業場周辺の清掃活動	清掃活動（3回/年）
9	地域社会への参画	地域の環境保全活動への参加	里山保全活動（6回/年）
		地域住民とのコミュニケーション	夏まつり等の開催
10	環境管理システムの充実	ISO 14001の更新・維持審査	
		所内内部監査の実施	1回/年

添付 5 - 2 2025 年度計画

	分野	項目	細目	詳細目標
1	事業場等での節電・節水・燃料使用量の削減	省エネルギー（CO2 削減）	省エネ空調機への更新等	順次切替
			照明 LED への更新等	逐次実施
			生産設備更新、生産性改善	順次更新、逐次実施
		節電	休み時間等の消灯、空調温度管理	啓発活動
		節水	—	水漏れ削減、節水設備へ更新
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	事務用用紙の使用削減	効果的な複写（両面、縮小） 紙情報の電子化、購入管理	啓発活動
		廃棄物発生量の抑制	ゴミ課金による分別徹底	啓発活動
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	三菱電機グループ（神戸地区）「グリーン認定制度」	認定取引先維持・拡大
		再生紙の使用促進	コピー用紙の再生紙利用	100% 利用 100% 古紙へ転換
		プリンタ・トナーカートリッジの再生利用	—	メーカー持ち帰り
4	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	良質燃料への転換	油 → ガス → 電気	逐次実施
		廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	処分可能部分の塩素化合物の削減	
			梱包用発泡スチロールの削減	再利用
			分解工程の効率化	
5	自動車対策	車通勤の抑制	—	全廃の維持
		アイドリングストップの推進	—	構内でのアイドリングストップの徹底
		低公害・省エネルギーな自動車への転換	—	更新時に転換

	分野	項目	細目	詳細目標
6	特定フロン等使用量削減	代替物質への転換	—	設備更新時に転換
		設備更新時に特定フロン非使用設備を導入	—	全設備適用
		特定フロン等使用機器廃棄時の適正処理	—	フロン回収の徹底
7	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	—	敷地面積の 1%以上の緑地を確保
		ビオトープの整備	環境マインドの醸成、生物の保全	維持管理
		光害の抑制	外灯の適正管理	維持管理
8	従業員教育	環境教育の実施	一般教育	従業員全員
			特別教育	対象全部門
			緊急時対応訓練	随時
		啓発活動	環境月間	社内報、構内掲示
9	地域社会への参画	事業場周辺の清掃活動	兵庫駅から会社までの空き缶、ごみ拾い	
		地域の環境保全活動への参加	里山保全活動開催	
		地域住民とのコミュニケーション	夏祭り開催	1回/年
10	環境管理システムの充実	I S O 14001 の更新・維持審査	三菱電機グループ一括認証	認証継続
		内部監査の実施	—	1回/年